

令和5年第6回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和5年12月5日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 館下 憲一	2番 渡邊 初治	3番 菅原 貴子
4番 渡邊 啓子	5番 斎藤 信一	6番 松本 昇
7番 本多 保夫	8番 佐原 佐百合	9番 鈴木 康広
10番 須藤 軍蔵	11番 武田 悦子	12番 押山 義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山 利一	副村長	武田 正男
教育長	渡辺 敏弘	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	作田 純一	産業建設部長	菅野 昭裕
政策推進課長	鈴木 真一	税務課長	菊地 健
住民生活課長	後藤 隆	健康福祉課長	安田 春好
産業課長	藤田 良男	建設課長	杉原 仁
環境保全課長	伊藤 寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地 美和
教育総務課長	橋本 哲夫	生涯学習課長	渡辺 雅彦
農業委員会 事務局 長	神野藤 浩和		

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第75号から議案第96号）

議案第75号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第78号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第79号 大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について

- 議案第 8 0 号 大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 1 号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 2 号 大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 3 号 大玉村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 4 号 大玉村個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 5 号 大玉村情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 6 号 大玉村行政手続における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 7 号 大玉村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 8 号 大玉村特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 9 号 大玉村水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 0 号 大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 1 号 令和 5 年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第 9 2 号 令和 5 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 9 3 号 令和 5 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 9 4 号 令和 5 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 9 5 号 令和 5 年度大玉村水道事業会計補正予算について
- 議案第 9 6 号 大玉村教育委員会委員の任命について

提案理由の説明

所管事務調査報告

- (1) 総務文教常任委員会委員長報告
- (2) 産業厚生常任委員会委員長報告

委員会研修報告

- (1) 総務文教常任委員会委員長報告
- (2) 産業厚生常任委員会委員長報告
- (3) 議会運営委員会委員長報告
- (4) 議会広報編集特別委員会委員長報告

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。12月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和5年第6回大玉村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番菅原貴子君、4番渡邊啓子君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

令和5年第6回12月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査といたしておりました今期定例会の会期日程等について、去る12月1日午前9時より、第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案22件で、その内容は、条例改正案件16件、補正予算案件5件、人事案件1件の、合わせて22件であります。

また、今期定例会の一般質問者は9名であります。

したがって、会期につきましては、本日12月5日から8日までの4日間と決定いたしました。

なお、会議日程等につきましては、

本日 5日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、所管事務調査報告、委員会研修報告、請願・陳情の委員会付託、委員会

12月6日 休会（議案調査）

12月7日 本会議 一般質問 7名

12月8日 本会議 一般質問 2名、議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（押山義則） お諮りいたします。

会期日程等については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査の結果報告、説明員の報告、今期定例会までに受理した請願・陳情について、議員派遣の件について及び議員派遣結果報告についてであり、内容については配付いたしました報告書のとおりでありますので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第6回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（押山義則） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第75号から議案第96号までを一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（鈴木裕也） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、条例改正案16件、補正予算案5件、人事案件1件、合わせて22件であります。

それでは、議案第75号、大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職員の期末手当の引上げ勧告がなされ、国において特別職の期末手当の引上げ改正が行われたことから、これに準じ改正を行うものであります。

それでは、各条文ごとにご説明を申し上げます。

第5条第2項において、期末手当の支給率を「100分の162.5」から「100分の167.5」に改めるもので、令和5年12月1日から適用するものとし、附則第2項では、令和5年12月の支給分について、「100分の167.5」を「100分の172.5」とする特例措置を規定するものであります。

次に、議案第76号、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、議案第75号と同様であり、村長等の期末手当について支給率の引上げを行うもので、内容につきましても同様であります。

次に、議案第77号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正による文言の改正並びに人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職の給与等について改正を行うものであります。

第2条につきましては、法改正による手当の名称を改正するものであります。

第12条は、自動車等を使用する職員の通勤手当について、近年の燃料費の状況を鑑み、県の改正に準拠して、上限額を「6万7,900円」から「7万600円」に引上げを行い、令和6年4月1日から施行するものであります。

第21条では、一般職員の期末手当を「100分の120」から「100分の122.5」に、再任用職員の期末手当を「100分の67.5」から「100分の68.75」に引き上げるもので、第22条では、一般職員の勤勉手当を「100分の97.5」から「100分の100」に、再任用職員の勤勉手当を「100分の47.5」から「100分の48.75」に引き上げるものであります。

第24条につきましては、法改正による条ずれを改正するものであります。

第25条の2につきましては、再任用職員及び任期付短時間勤務職員に支給することができない手当に、住居手当と単身赴任手当を加えるものであります。

また、別表第1の行政職給料表につきまして、県人事委員会勧告に基づき、平均0.9%の引上げを行い、令和5年4月1日から適用するものであります。

なお、附則第2条では、令和5年12月に支給する一般職の期末手当について、「100分の122.5」を「100分の125」とし、再任用職員の期末手当について、「100分の68.75」を「100分の70」とする特例措置を定めるものであります。

附則第3条では、令和5年12月に支給する一般職の勤勉手当について、「100分の100」を「100分の102.5」とし、再任用職員の勤勉手当について、「100分の48.75」を「100分の50」とする特例措置を定めるものであります。

次に、議案第78号、大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、任期付職員の期末手当の引上げ勧告がなされ、国及び県において引上げ改正が行われることから、これに準じ改正を行うものであります。

第8条につきましては、特定任期付職員の給料表を改正するものであります。

第9条第2項では、特定任期付職員の期末手当を「100分の162.5」から「100分の167.5」に改めるもので、令和5年12月1日から適用するものとし、附則第3項では、令和5年12月の支給分について、「100分の167.5」を「100分の172.5」とする特例措置を規定するものであります。

次に、議案第79号、大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職の給与改定に準じた所要の改正を行うものであります。

別表第1の給料表では、一般職同様、民間給与との格差を埋めるため、給与の引上げ改定を行い、令和5年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第80号、大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第58号）の施行に伴い、関係法令の一部改正が行われたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条例についてご説明申し上げます。

第15条第1項第2号につきましては、法令の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

第36条につきましては、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準として基準府令第6条第2項の規定を適用する場合の読替規定を追加するものであります。

次に、議案第81号、大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が令和5年5月19日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）」が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、当該法律及び政令の施行に伴い、令和6年1月1日から国民健康保険税における出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられることになり、大玉村国民健康保険税条例に減額条項の追加が必要となったことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容を申し上げます。

第21条の国民健康保険税の減額の規定に、出産被保険者の産前産後期間における所得割額及び被保険者均等割額を減額する規定として第3項を追加し、加えて国民健

康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、届出事項を記載した届け書を村長に提出しなければならないとする規定を第22条の3として加えるものであります。

なお、附則では、本改正条例は令和6年1月1日から施行するものであり、令和5年度の中途ではありますが、適用については令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

議案第82号、大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、平成27年1月27日付総務大臣通知及び平成31年1月25日付総務大臣通知に基づき、これまで特別会計で運営していた農業集落排水事業を対象として、地方公営企業法を適用した上で、水道事業と同様に公営企業会計への移行に必要な条例の一部を改正するものであります。

なお、改正に当たっては、現行の「大玉村水道事業の設置等に関する条例」に農業集落排水事業を加えることにより、題名を「大玉村上下水道事業の設置等に関する条例」に改めるほか、必要となる規定を追加し、施行日を令和6年4月1日とするものであります。

議案第83号、大玉村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、議案第82号の事業管理者の変更による一部改正であります。

次に、議案第84号、大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について。

本案につきましても、議案第83号と同様であります。

次に、議案第85号、大玉村情報公開条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、議案第83号と同様であります。

次に、議案第86号、大玉村行政手続における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、議案第83号と同様であります。

次に、議案第87号、大玉村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、議案第83号と同様であります。

議案第88号、大玉村特別会計条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、議案第82号の一部改正に伴い、農業集落排水事業が公営企業会計に移行するため、農業集落排水事業を本条例から削除するものであります。

議案第89号、大玉村水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、議案第82号の一部改正に合わせ、題名から「水道」を削除するものであります。

議案第90号を申し上げます。大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、第2条の「水道事業」を「上下水道事業」に改め、第50条については、従来の「水道事業管理者」を「村長」と改めるものであります。

続きまして、議案第91号から議案第95号、令和5年度各会計補正予算につきましては、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第91号、令和5年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによるものなど、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

補正予算第4号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,309万5,000円を追加し、予算の総額を52億2,716万9,000円とするものであります。

また、補正予算第2条は、4ページに掲載の第2表のとおり、地方債の補正であります。

次に、議案第92号、令和5年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。63ページをお開きください。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによる編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,350万4,000円を追加し、予算の総額を8億9,434万5,000円とするものであります。

次に、議案第93号、83ページをお開きください。

令和5年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによる編成をしたものでありまして、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ461万3,000円を減額し、予算の総額を1億3,170万6,000円とするものであります。

次に、議案第94号、99ページをお開き願います。

令和5年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、所要見込みの調整のための編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,785万2,000円を追加し、予算の総額を8億6,900万1,000円とするものであります。

次に、議案第95号、125ページをお開きください。

令和5年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的収入の水道事業収益に69万2,000円を追加し、予算額の総額を1億7,859万9,000円とし、収益的支出の水道事業費用に188万9,000円を追加し、予定額の総額を1億5,633万1,000円とするものであります。

補正予算第3条は、予算第4条に定めた資本的支出の建設費に750万円、企業債償還金に252万3,000円をそれぞれ追加し、予定額の総額を1億8,474万3,000円とし、不足する財源は、内部留保資金等で補填するものであります。

次に、議案第96号。

本案につきましては、現職であります大玉村小山字高屋敷100番地2、齋藤雄一郎氏が、本年12月31日をもって任期満了となることから、人格、見識ともに最適任者であることを認め、大玉村教育委員会委員に再任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものであります。

なお、当委員の任期につきましては、令和6年1月1日から令和9年12月31日までの4年間であります。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第91号から議案第95号、令和5年度各会計補正予算についてご説明を申し上げます。

補正予算書をお開きいただきまして、それでは、議案第91号、令和5年度大玉村一般会計補正予算について。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出からご説明を申し上げます。

14ページをお開き願います。

款1議会費は、17万2,000円の補正計上であります。

款2総務費は、総額71万6,000円の補正計上であります。

16ページをお開き願います。

主な事業として、企画費の事項①企画事務に要する経費は、小姓内及び新栄集会場のエアコン設置に係るコミュニティ施設整備事業補助金82万3,000円を含め、合わせて83万円の補正計上であります。

事項⑤定住促進対策に要する経費は、玉井字台地内の9区画を対象とした定住促進住宅団地造成事業交付金450万円の補正計上であります。

18ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対策費の事項⑥村内温泉施設日帰り入浴助成に要する経費は、日帰り温泉施設利用促進事業補助金31万7,000円の補正計上であります。

20ページをお開き願います。

大玉村議会議員一般選挙の執行に要する経費は、執行完了に伴い、395万7,000円の減額計上であります。

下段からの款3民生費は、総額2,523万3,000円の補正計上であります。

22ページをお開き願います。

主な事業として、社会福祉総務費の事項③社会福祉協議会に要する経費は、電気料の高騰に対応した指定管理等業務委託料57万7,000円を含め、合わせて61万

8, 000円の補正計上であります。

下段の障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、委託料や給付費等の不足見込額として、合わせて551万6,000円の補正計上であります。

24ページをお開き願います。

老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、負担ルールに基づき算出された介護保険特別会計繰出金597万2,000円を含め、合わせて622万円の補正計上であります。

下段の児童福祉総務費の事項③少子化対策に要する経費は、2世帯を対象とした結婚新生活支援補助金90万円を含め、合わせて150万円の補正計上であります。

26ページにかけての事項⑤子ども・子育て支援に要する経費は、大玉村保育所の電気料高騰や人件費増に対応した、子どものための教育・保育給付費補助金282万円の補正計上であります。

26ページをお開き願います。

下段の款4衛生費は、総額282万2,000円の補正計上であります。

28ページをお開き願います。

主な事業として、中段の環境衛生費の事項④水道事業に要する経費は、大山字上ノ台地内の消火栓移設に係る水道事業会計繰出金69万2,000円の補正計上であります。

下段からの款6農林水産業費は、総額115万4,000円の減額計上であります。

30ページをお開き願います。

主な事業として、中段の農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、2名を対象とした新規就農者育成総合対策事業補助金300万円を含め、合わせて564万6,000円の補正計上であります。

畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、人件費増や堆肥引取り分の減免に対応した指定管理業務委託料156万9,000円を含め、合わせて162万2,000円の補正計上であります。

32ページをお開き願います。

農業集落排水事業費の農業集落排水事業に要する経費は、同事業の特別会計繰出金641万5,000円の減額計上であります。

中段の款7商工費は、総額144万8,000円の補正計上であります。

主な事業として、下段の事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、施設や備品の修繕費として50万円の補正計上であります。

34ページをお開き願います。

款8土木費は、総額246万5,000円の補正計上であります。

主な事業として、中段の橋梁維持費の橋梁の維持管理に要する経費は、鋼橋塗膜成分調査業務委託料46万5,000円の補正計上であります。

36ページをお開き願います。

款9消防費は、総額906万6,000円の減額計上であります。

消防施設費の消防施設の整備に要する経費は、更新を計画していた消防車両1台について、メーカーによる車両のマイナーチェンジが行われたことに伴い、価格の上昇及び納入期限が新年度にずれ込むことを考慮し、本年度の規定額1,000万円の減額を含め、合わせて906万6,000円の減額計上であります。

中段の款10教育費は、総額2,097万5,000円の補正計上であります。

38ページをお開き願います。

主な事業として、下段の学校管理費の事項①小学校の管理運営に要する経費の玉井小学校分は、防犯カメラ増設工事費35万2,000円を含め、合わせて36万7,000円の補正計上であります。

なお、下段の事項②小学校の管理運営に要する経費の大山小学校分から46ページ上段の体育施設費にかけては、所要見込みによる補正計上を行っております。

46ページをお開き願います。

給食センター費の給食センター共同事業による経費は、児童生徒数及び学級数等の確定による本宮方部学校給食センター協議会運営負担金18万6,000円の補正計上であります。

款14予備費は、財源を調整し51万6,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

款15国庫支出金は、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で178万8,000円、児童福祉費負担金で91万1,000円の補正計上であります。

民生費国庫補助金の社会福祉費補助金は52万2,000円の増額、児童福祉費補助金は220万7,000円の減額、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金は4万1,000円、教育費国庫補助金の学校教育費補助金は49万円、消防費国庫補助金の消防費補助金は2万6,000円の補正計上であります。

下段の款16県支出金は、民生費県負担金の社会福祉費負担金で89万4,000円、児童福祉費負担金で13万2,000円の補正計上であります。

10ページをお開き願います。

総務費県補助金の総務管理費補助金は7,000円、民生費県補助金の社会福祉費補助金は27万6,000円、児童福祉費補助金は32万3,000円の補正計上であります。

農林水産業費県補助金の農業費補助金は564万1,000円、林業費補助金は9万8,000円、総務費委託金の統計調査費委託金は2,000円の補正計上であります。

款18寄付金の一般寄付金は2団体からの寄付金9万6,000円、民生費寄付金の児童福祉費寄付金は1団体からの寄付金5万円、教育費寄付金の学校教育費寄付金は2団体からの寄付金17万円の補正計上であります。

12ページをお開き願います。

款19繰入金金の財政調整基金繰入金は、4,000万円の補正計上であります。

款 2 1 諸収入の雑入は、6 6 0 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 2 2 村債の土木債は 2 8 0 万円、消防債は 1, 0 0 0 万円の減額計上であります。

4 8 ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第 9 2 号、令和 5 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

6 8 ページをお開き願います。

款 1 総務費の一般管理費は、システム改修業務委託料 1 3 2 万円を含め、合わせて 7 0 万 3, 0 0 0 円の減額計上であります。

款 2 保険給付費は、所用見込みの精査に基づき、一般被保険者療養給付費で 2, 0 0 0 万円、一般被保険者高額療養費で 5 0 0 万円など、合わせて 2, 5 5 2 万 7, 0 0 0 円の補正計上であります。

7 0 ページをお開き願います。

款 5 保健事業費の特定健康診査等事業費は、電算処理業務委託料 3 万円の補正計上であります。

款 9 予備費は、財源を調整し 1 3 5 万円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

6 6 ページをお開き願います。

款 3 県支出金の保険給付費等交付金は、給付費等に充当となる普通交付金 2, 5 5 2 万 7, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 5 繰入金の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金 2 0 2 万 3, 0 0 0 円の減額計上であります。

7 2 ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第 9 3 号、令和 5 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

8 8 ページをお開き願います。

款 1 維持費の農業集落排水施設の維持管理に要する経費は、消費税納付金の減額に伴い、合わせて 1 8 3 万 7, 0 0 0 円の減額計上であります。

款 2 公債費の長期債元金償還に要する経費は、令和 4 年度借入金の元金償還を 1 年据置きとしたことにより、1 9 7 万 3, 0 0 0 円の減額計上であります。

款 3 予備費は、財源を調整し 8 0 万 3, 0 0 0 円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8 6 ページをお開き願います。

款 2 繰入金の一般会計繰入金は、6 4 1 万 5, 0 0 0 円の減額計上であります。

款 4 諸収入の消費税還付金は、確定申告に基づく消費税還付金 1 8 0 万 2, 0 0 0 円の補正計上であります。

90ページからは、給与費の明細を掲載しております。

次に、議案第94号、令和5年度大玉村介護保険特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

106ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費、事項①一般管理に要する経費は、人件費等7万1,000円の補正計上であります。

主な事業として、下段から108ページ中段にかけての款2保険給付費は、総額3,300万円を補正計上し、各給付費等の精査と所要見込みの調整を行っております。

108ページをお開き願います。

大変失礼しました。ここで、説明文の「中段」の「段」の字が「断つ」の「断」になっておりまして、「階段」の「段」にご訂正をお願いできればと思います。大変失礼をいたしました。

中段の款4地域支援事業費の包括的支援事業に要する経費は、職員増に伴う地域包括支援センター業務委託料9万7,800円、任意事業に要する経費は5万3,000円の補正計上であります。

款7諸支出金の介護給付費等返還に要する経費は、1万1,000円の補正計上であります。

款8予備費は、財源を調整し730万6,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

102ページをお開き願います。

款3国庫支出金の介護給付費負担金は525万円、財政調整交付金は165万円、地域支援事業交付金は39万7,000円の補正計上であります。

款4支払基金交付金の介護給付費交付金は891万円、款5県支出金の介護給付費負担金は547万5,000円、地域支援事業交付金は19万8,000円の補正計上であります。

104ページをお開き願います。

款7繰入金は、職員給与費等のほか、介護給付費繰入金412万5,000円など、事業の負担割合に応じた一般会計繰入金、合わせて597万2,000円の補正計上であります。

110ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第95号、令和5年度大玉村水道事業会計補正予算について。

126ページをお開き願います。

このページは、予算実施計画でございます。

また、127ページから130ページにかけては、給与費明細であります。

132ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的収入の項1 営業収益は、受託工事収益で一般会計からの消火栓移設費用69万2,000円の補正計上であります。

収益的支出の項1 営業費用は、原水及び浄水費で臨時水質検査委託料21万4,000円、第2水源水位計修繕料70万円、薬品購入費で44万4,000円、総係費で職員給与費等53万1,000円の補正計上であります。

134ページをお開き願います。

資本的支出の項1 建設費は重要給水施設配水管事業第19回工事の増額分750万円、項2 企業債償還金は252万3,000円の補正計上であります。

以上、大玉村水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

以上のとおり、令和5年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時といたします。

(午前10時46分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午前11時00分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第7、所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の順に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員長（佐原佐百合） 報告いたします。

総務文教常任委員会報告書。

令和5年9月定例会において、閉会中の継続調査の申出をしました調査項目について、10月13日は全委員出席の下、教育部所管の放課後支援事業について調査を行い、10月20日は全委員出席の下、総務部長、政策推進課長、生涯学習課長に説明を受け、11月21日と11月28日は全委員出席の下、調査のまとめを行いましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、総務部所管の「持続可能な地域公共交通について」に関して、現在、デマンドタクシーは2台でスムーズに運行されています。利用者からの意見は、政策推進課や運転業務を委託しているタクシー会社に取りまとめているが、特に意見や要望はないとのこと。デマンドタクシーの行き先は、公共施設、駅、病院、買物などです。利用が限定されていないタクシー券配布などの新たな取組は、財政負担を考慮すると慎重に検討する必要がある、まずはデマンドタクシーの利用を促進したいとのことでした。

次に、通勤通学バスは、10月から乗降口を本宮駅東口から西口に変更したことで、数分運行時間が短縮されました。夕方の岳便は、5分程度出発時間を遅らせたことで、東北本線の上り、下りに対応できるようになりました。現在のところ、利用者数に変

わりはなく、要望や苦情等もないとのこと。大山地区の運行は、新たな路線となるため課題が多く、利用者の意向調査や費用対効果などを十分に検討し、継続して進めていきたいと説明を受けました。

次に、教育部所管の「地域学校協働活動事業による地域づくりについて」に関して、(1) 放課後支援事業（放課後子ども教室）について、大山公民館で大山放課後子ども教室を視察し、玉井小学校の体育館で玉井放課後子ども教室の視察をしました。

ボランティアは、コーディネーターと当日の活動内容が細かく記載されている資料で打合せを行い、子どもたちの下校の対応や運営をサポートし、楽しく活動ができるように見守り、運営に大きく貢献しており、他の自治体からも評価されています。事業計画の立案や活動にはボランティアの存在が重要であり、ボランティアの確保が課題であるとのこと。

(2) 親の学びや子育てを応援する家庭教育支援事業は、家庭教育支援チーム会議を2か月に1回程度開催しています。教育委員会、保育所長、保健師などで組織し、それぞれの立場から意見交換し、寄せられた意見の解決策や子育て支援の内容等を検討しています。小学校の参観日の空き時間を利用したお休みスペースでは、コーディネーターと保護者、保護者同士が子育ての悩みやよりよい子育ての情報を共有しています。県家庭教育支援企業は村内に9団体あり、職場体験の受入れや学校行事への支援をお願いしているとのことでした。

最後に、当委員会の意見は、総務部所管の「持続可能な地域公共交通について」は、(1) 高齢者の外出は健康長寿につながり、デマンドタクシーの利用者のニーズに寄り添った運用と新たなシステムも含め、運行方法の検討を進められたい。(2) 通勤通学バスの利用促進と住民意向調査を行い、大山地区の運行を検討し、交通弱者の生活に不便を来さないよう努力されたい。

教育部所管の「地域学校協働活動事業による地域づくりについて」は、(1) コーディネーターを中心に、子ども、保護者、学校、地域が連携し、それぞれの事業が順調に行われている。ボランティアの役割は重要であり、より充実した活動となるよう、さらなるボランティアの拡充を望むとしました。

以上のとおり、当委員会にて継続調査とした案件について調査結果の報告といたします。

令和5年12月5日

大玉村議会議長 押山義則 殿

総務文教常任委員会委員長 佐原佐百合

○議長（押山義則） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。5番。

○産業厚生常任委員長（斎藤信一） 報告します。

産業厚生常任委員会報告書。

去る9月定例会におきまして、閉会中の継続調査の申出をしました新規就農者の支援に関する調査について、10月20日に全委員出席の下、村内農家と近隣市町村の

調査をした後、産業建設部産業課長の出席を求め、11月7日は調査のまとめを武田悦子委員及び渡邊初治委員欠席のほか全委員出席の下、委員会を開催しましたので、その経過と結果について報告いたします。

調査は、ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会を訪問し、二本松市東和地区の新規就農者同席の下、視察を行いました。

平成15年にゆうきの里東和が設立され、平成17年10月には、ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会がNPO法人として認証されました。20年以上前から新規就農者の受入れに取り組み、現在に至るまで移住者58名のうち38名が就農しています。東京などで開催される農業人フェアを含めた各種イベントで、移住希望者と就農希望者への募集や新規就農希望者モニターツアーを行っています。二本松市の新規就農者支援事業には、生活費補助や家賃支援、受入先支援があります。東和地区では1年間の研修制度があり、地元の認定農業者から技術指導をはじめ農業の厳しさも教えていただき、研修期間終了後も引き続き指導を受けることができます。国の新規就農者育成総合対策事業の申請や各種補助金の申請に係る事務サポートも協議会でを行っています。また、空き家バンクを活用した住宅の確保や利用するに当たってのリフォームも行っており、設備導入の知識や地域の関わりなども学ぶことができます。

同席していただいた二本松市東和地区の新規就農者は、会津若松市出身で、関東方面に就職後、東和地区の地域おこし協力隊の募集を知り、協力隊として着任しました。協力隊の任期中に就農を決意し、任期を終えた今年度から新規就農研修生として活動をし、ミニトマトを栽培しています。東和地区を選んだ主な理由は、サポートの充実や先輩就農者が多いことだそうです。農家の生活に慣れるのは大変だが、作物の成長や収穫の喜びを感じており、将来は農家民宿にも挑戦したいとのことでした。

続いて、関連施設の二本松市堆肥センターの視察を行い、有限会社ファイン代表から説明を受けました。

有限会社ファインは、2003年に循環型有機農業を目指し19名の出資者で設立しました。堆肥は牛ふんともみ殻を主原料に、食品残渣をはじめとした地域の資源を活用しています。さらに、自社製のZEO菌（有効微生物群）を投入し、半年から1年半もの時間をかけ、有機物の分解発酵を促進させることで、臭わない熟成した堆肥となり、発酵温度は70度を超えるため、雑草などの種子の死滅とO-157などの有害菌などの抑制にもつながり、安心して使えるげんき堆肥として販売しております。販売価格は1立方メートル当たり3,000円で、作物などの用途に合わせた成分調整ができるオーダーメイドの製品であるとのことでした。

次に、村内新規就農者の圃場では、村内の新規就農者から話を伺いました。

大学卒業後、民間企業に就職したが、独立して何かを始めたいという気持ちが募り、農業を選び、郡山市の農業法人で1年間研修後、令和5年に専業農家として就農し、現在は自宅の水田で水稻と小菊の栽培をしています。小菊を選んだ理由は、初期投資が少なく、JAの花き部会に参加しながら知識を得られるためです。5年後は水稻1,300アール、小菊30アールの作付目標を掲げ、今後は小菊のほか、ユウカリ

やハボタンの栽培にも取り組んでいきたいとのことでした。現在の販路はJAが中心ですが、将来はSNSなどを活用しながら個人出荷の増加を目指しております。また、新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金、経営開始資金）を申請しており、資金面でも目標を持って行っています。村内には研修生を受け入れる農家がないため、将来は自分が受け入れられる立場になりたいとのことでした。地域で将来的に誰がどのように農業を進めていくのか、担い手はいるのか、中心になる経営体は誰か、農地の集積をどのように進めるのか、人・農地プランを村で策定してほしいとの話がありました。

最後に、産業建設部産業課長から説明を受け、就農に関する相談が寄せられれば、支援チームを編成し、ヒアリングをした上で、県や国の支援につながるサポートを行っています。県や安達管内2市1村、JAなどの機関にて安達地方担い手支援チーム会議を開催し、アドバイスを受けながら、計画書等の作成や国などの補助金申請への支援をしています。現在、地域おこし協力隊を募集しており、適任者を農業振興公社に配置する予定であり、次年度も募集を継続していきたい。3年間の任期終了後には、本村での就農を目指してもらいたいとのことでした。

当委員会としましては、1、移住や新規就農を希望する方に情報提供を一体的に行えるよう、庁内と農業振興公社で情報連携を強化し、新規就農者に寄り添ったワンストップでの相談、支援体制に努められたい。2、農業技術をはじめ耕作地の確保、機械の選定などを学ぶことができる研修制度を導入できないか検討されたい。3、就農独立後もサポートできるよう、伴走型支援の具体的な仕組みや制度を構築し、新規就農者の実情に寄り添った支援を行うなどの役割を農業振興公社に担ってほしい。4、新規就農者や後継者づくり、農地の集積など、地域の実情に合った人・農地プランの策定を進められたいとの意見が出されました。

以上のとおり、当委員会にて継続調査とした案件について調査結果の報告といたします。

令和5年12月5日

大玉村議会議長 押山 義 則 殿

産業厚生常任委員会委員長 斎 藤 信 一

○議長（押山義則） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第8、委員会研修報告を行います。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集特別委員会の順に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員長（佐原佐百合） 報告いたします。

総務文教常任委員会報告書。

総務文教常任委員会の決定に基づき、令和5年11月15日に岩手県北上市口内町

において、全委員出席の下、「地域公共交通のあり方に関する調査」をテーマに実施しました総務文教常任委員会視察研修について報告いたします。

北上市の東部に位置し、周辺を丘陵地に覆われた農村地帯で、ブランド米やリンゴの生産が中心となっており、中心部は、かつて口内傘、口内げた、鍛冶屋などで栄えた町並みが残っています。世帯数は変わりませんが、過疎化と高齢化が進み、人口が年率で2%以上のペースで減少し、令和5年4月現在の高齢化率は48%です。

北上市は、平成18年からあじさい都市構想により、市内16地区の公民館を地域住民の自主的な学びや地域づくり活動の拠点となる交流センターに移行しました。口内地区交流センターでは、口内町自治協議会（任意団体）が職員を雇用して、生涯学習、公民館活動及び地域振興を目標に、自主的に活動しています。

研修では、NPO法人くちないの今野信男理事長から説明を受けました。

（1）自家用有償旅客運送（口内有償ボランティア輸送システム）運行までの経緯。

①実施のきっかけは、平成20年当時、人口が10年間で17%減少し、交通手段の縮小や商店が閉店になり、「困った」との町民からの声が自治協議会に寄せられ、行政に要望しても先に進まない状態が続いていたことから、交通弱者の「困った」を何とかしたいと考え、自治協議会が自家用有償旅客運送の可能性を探ったことでした。

②社会実験への取組は、自家用有償旅客運送の必要性を把握するため、平成20年に全戸へのアンケート調査を実施しました。林野庁のモデル事業「山村再生プラン事業」の補助制度を利用し、平成20年10月27日から11月7日までの12日間で社会実験を行いました。社会実験の前には、住民への説明会、ボランティアドライバーの募集や講習会の実施、緊急マニュアルの作成などの会議を開催しました。社会実験の後には、利用者からのヒアリングを行い、今後の利用意向を確認しました。

③社会実験から本格運用については、自家用車による有償旅客運送は法人格が必要であり、自治協議会は運営主体になれないため、平成21年3月に町内の有志16人でNPO法人くちないを設立しました。自家用車による有償旅客運送の申請には、北上市自家用自動車有償運送運営協議会との協議が必要でしたが、会議を開いても、承認される状況ではありませんでした。そこで、市役所職員に同行してもらい、バス会社、タクシー会社の経営者や労働組合と個別折衝し、妥協点を見だし、運営協議会で事業を承認され、陸運局東北支局に登録申請をし、平成22年7月から自家用有償旅客運送（口内有償ボランティア輸送システム）を開始したとのことでした。

（2）NPO法人くちないの活動については、地域課題の解決を目指すNPO法人くちないの行動理念「何が地域のためになるのか」「地域のために何ができるのか」であり、口内町自治協議会と両輪で口内町の活性化を図り、活動しています。近年の活動内容は、過疎地における高齢化に寄り添う活動に変わってきています。

①自家用有償旅客運送（口内有償ボランティア輸送システム）は、公共交通空白地有償運送（町内型）と福祉有償運送（福祉型）という2つのシステムで運行しています。口コミや広報紙により利用者が年々増えていましたが、近年は利用者が減ってきています。運営の主な財源は、北上市からの補助金150万円と利用収入です。ドラ

イバーには、町内型は1回300円と5キロ往復のガソリン代相当の実費、福祉型は1,000円と10キロ往復のガソリン代相当の実費を支払っています。事故対応は個人加入の保険でお願いしています。

②お買物支援の店っこくちないについて、元JA空き店舗を活用した店っこくちないは、NPO法人の事務所であり、かつ日用品の販売やおしゃべりの場として機能しています。また、宅配販売により、高齢者の見守りも担っています。

③高齢者の生活支援は、会員や町民から生活支援者を募集し、草刈り、除雪、庭木の剪定など頼まれたことは可能な限り引き受け、高齢者世帯や病気などで作業が困難な世帯の生活の課題解決につなげています。

④特産品の開発・販売は、特産品のごしょ芋（キクイモ）でつくったギョーザはインターネットや店っこくちないで販売するほか、ふるさと納税の返礼品としても活用されています。

⑤そのほかの事業は、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度の書類作成などの事務業務、中学校のスクールバス業務を受託し、運営資金に充てています。

NPO法人くちないは、地域内の問題点を把握し、住民の要望に寄り添った細やかな支援を独自に行っています。本村でも住民からの要望を取り入れた地域公共交通の施策を進めていることは理解するが、さらなる住民の利便性の確保のために福祉的な観点から両委員会が連携して取り組む必要があることを全委員で議論しました。

行政が住民一人一人を一律に支援することは困難ですが、住民一人一人の声を最大限に集約し、大玉村全体の課題として共有され、交通弱者を取り残さないという意識を持って地域公共交通の充実に努めてほしい。将来を見据え、暮らしやすい村づくりのためにも大いに参考となる研修であったことを申し上げ、報告とします。

令和5年12月5日

大玉村議会議長 押山義則 殿

総務文教常任委員会委員長 佐原佐百合

○議長（押山義則） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。5番。

○産業厚生常任委員長（斎藤信一） 報告します。

産業厚生常任委員会報告書。

産業厚生常任委員会の決定に基づき、令和5年11月14日に岩手県和賀郡西和賀町において、全委員出席の下、「新規就農の支援に関する調査」をテーマに実施しました産業厚生常任委員会視察研修について報告いたします。

西和賀町は、奥羽山脈の山岳地帯に広がる地域で、北には国の自然環境保全地域に指定されている和賀岳、南には栗駒国定公園内の一部となっている南本内岳がそびえ、錦秋湖とその周辺は湯田温泉峡県立自然公園に指定されるなど、豊かな自然に囲まれています。平成17年に湯田町と沢内村が合併し西和賀町が誕生し、農業と観光を基幹産業とする町です。令和5年10月末日の人口は4,875人、世帯数2,216世帯です。

西和賀町では、稲作とリンドウなどの花きのほかに、ワラビ、ソバを組み合わせた複合経営の農業が行われています。町独自の農業農村プランを策定し、10年後を見据えた農業政策と農村政策を両輪で進めております。

①農業政策は、強い経営体の育成のために、農地集積（10アール以上の経営体）や担い手の確保を進めています。さらに、大豆やソバの振興、リンドウ栽培の強化、ワラビ栽培面積の増加にも取り組んでいます。中山間直接支払制度や多面的機能支払制度などを活用し地域づくりにも取り組んでおり、交付金は年間約2億円に上ります。

農業人口は、平成12年の4,673人に対し、令和2年には1,310人と大幅に減少しています。水田活用直接支払交付金事業の見直しにより、西和賀町の農業も大きな岐路に立たされています。人口減少に伴い、集落そのものの維持が困難になりつつある地区もあり、大きな課題となっています。

②新規就農者対策は、就農・定住サポート会議（情報の発信、ワンストップ就農相談会）などを開設し、就農と定住を支援する組織として個別的就農相談や広報活動に取り組んでいます。平成25年に開始された西和賀農業塾、大学教授や農業関係機関、農業指導士などが講師になり、2年間の養成期間で、農業の経営や生産技術、販売流通に加え、西和賀で豊かな生活を送るために地域とのつながりを深める学びの場となっていました。コロナの影響により、令和元年を最後に現在は行われていないとのことです。平成20年度から新規就農者は56名で、内訳は、親元就農22名、新規就農6名、雇用就農28名です。

平成23年度より地域おこし協力隊の受入れを開始しました。町では、地域おこし協力隊の採用を軸に、定住サポート体制の充実を図っています。地域おこし協力隊3年間の活動終了後に西和賀町に就農したのは2名です。

地域おこし協力隊の任期終了後に就農した赤坂拓郎氏は、岩手県紫波町の出身で、大学卒業後、民間企業へ就職し、平成23年3月の震災を契機に地元には何か貢献できないかと思っていたところ、IターンやJターンを支援する制度を知り、平成23年に地域おこし協力隊として西和賀町に移住しました。3年間の任期を終え、せっかく西和賀町が好きで定住を希望したからには、所得を確保しなければならない。可能性があるのは農業かとの思いで就農し、今年で8年目となります。農地も知識も経験もないところから出発しましたが、農地を借りることができ、作物は初期投資が少なく収益率の高いキュウリの栽培からスタートし、現在はワラビも栽培しています。販路も開拓し、地元スーパーとの個別取引も開始しました。農閑期の冬は除雪作業に従事しています。畑を雑草畑にして近隣から怒られ、鳥獣被害で心が折れることもありましたが、今後は規模拡大を進め、所得向上に取り組んでいきたいとのことでした。地域での飲み会を中心とした集まりや加工品での婦人グループの立ち上げ、中山間や多面的を含めた組織連携を進め、持続可能な地域コミュニティづくりにも取り組みたいとのことでした。

西和賀町は、強い経営体の育成や農地集積を進めるなどの支援が積極的でした。高齢化が加速する中、山岳地帯で集落と農業を維持していくには、行政と住民が連携し、

地域の担い手を育てていく熱い思いを感じました。今回は、新規就農の支援状況を目的に研修を実施しました。ただ待つだけではなく、定住サポート会議において連携機関と情報を共有し、行政側からもアプローチをしながら親元就農や新規就農につなげていることは、簡単にできるものではなく、すばらしいことです。農業技術だけではなく地域を知る活動にも取り組むなど、本村においても参考になるのではないかと感じました。

西和賀町が独自で策定している農業農村プランや新規就農対策は、大玉村も見習うべきものがあり、西和賀町で就農している赤坂氏の「西和賀で生き抜く」という言葉から感じられるように、農業に対する熱意とこの地域を好きになることが重要と感じました。大玉村でも、新規就農につながるような相談支援体制の確立と充実が必要ではないかと考えます。

また、新規就農者をより多く呼び込むためにも、大玉村は自然が豊かで首都圏とのアクセスもよいなどの魅力のある情報を多方面に発信することも大切であり、さらに地域の活性化や地域に定着してもらうにはどのような取組が必要か、今後は特に考えていかなければならないと感じ、大いに参考になる研修となりました。

令和5年12月5日

大玉村議会議長 押山義則 殿

産業厚生常任委員会委員長 斎藤信一

○議長（押山義則） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員長（須藤軍蔵） 大玉村議会運営委員会視察研修報告。

議会運営委員会の決定に基づき、令和5年11月2日に、全委員出席の下、山形県遊佐町において「遊佐町議会が取り組む議会改革」をテーマに実施した議会運営委員会の視察研修について報告をいたします。

遊佐町は、山形県の最北端部に位置し、鳥海山の懷に抱かれ、夕日に染まる日本海や豊富に湧き出す数多くの湧水が見られる町です。地形は、山間、平野、砂丘地帯に大別され、面積の約28%が平たん地です。産業は、米を基幹作物として果樹、野菜などが栽培され、漁業は、日本海沿岸漁業をはじめ、遡上したサケのふ化事業が盛んに行われています。21期を迎えた少年議会の活動は、全国から注目されています。

研修では、遊佐町議会から議長、議会運営委員会委員長をはじめ全委員、議会事務局職員から説明をいただき、意見交換を行いました。

(1) 町民と議会の懇談会は、遊佐町議会基本条例に基づき開催しています。議会運営委員会が懇談会の素案をまとめ、2つの常任委員会では今年度のテーマを設定し、議会運営委員会と全員協議会に諮って決定しています。町内の6地区を3地区ずつ交互に隔年で開催し、12人の議員は3地区に分かれて、班長、進行、報告、記録の役割を分担して進めています。班編成は議会運営委員長が行い、会場の予約をはじめ、区長、まちづくり協議会等との調整、当日の資料や懇談会での意見や要望をまとめた報告書の作成を議員が担っています。

(2) まちづくり政策提言は、議会基本条例の活動原則である町政の監視、評価、政策提言、政策立案等を具現化するため、町民と議会の懇談会を開催し、そのときの町民の意見を踏まえて、12月定例議会でまちづくり政策提言をしています。次年度の町民と議会の懇談会では、前年度の政策提言が施策にどのように反映されたかについて、報告担当の議員から報告しています。

次は、(3) 特別調査委員会についてです。常任委員会の調査は所管の事務事業に限られますが、縦割りの所管ではなく横断的に調査ができるため、町の将来を左右する案件については特別委員会が積極的に設置されています。

(4) 少年議会と遊佐町議会との意見交換会は、令和元年から始まり、今年度で5回目です。教育課社会教育係が担当し、少年議会と町議会議員が4つの班に分かれて、9月29日に「20年後の遊佐町はどうなっている？～今できること、していること」をテーマに意見や夢を語り合い、情報を共有し、討議の内容をまとめて、班ごとに発表しています。主体的に活動する少年議会との意見交換は、少年議員の新鮮な発想の切り口から学びを得る機会となっています。

遊佐町議会は、議会基本条例の活動原則を具現化しています。本村議会も、議会基本条例の「村政に反映できる村民参加の議会運営」を目指し、議員間での議論を交わし、議員全員で進めて深化していくべきと全委員で認識しました。遊佐町議会の姿勢を学び、どのように村民の声を集約し、政策提言に結びつくように進めることができるか大いに議論する契機となり、有意義な研修であったことを申し上げ、報告いたします。

令和5年12月5日

大玉村議会議長 押山義則 殿

大玉村議会運営委員会委員長 須藤軍蔵

以上であります。

○議長（押山義則） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

次に、議会広報編集特別委員会委員長の報告を求めます。2番。

○議会広報編集特別委員長（渡邊初治） 大玉村議会広報編集特別委員会研修報告書。

議会広報編集特別委員会の決定に基づき、9月27日に実施した議会広報編集特別委員会研修について報告いたします。

「議会広報編集全般について」を研修テーマに、全委員出席の下、令和5年度全国町村議会広報研修会に参加しました。4年ぶりに東京で開催された研修会には、全国各地からの町村議会広報編集委員会の参加がありました。

研修は、3人の講師による講義であり、まず、「広報担当者が知っておきたい法律知識」と題して、弁護士の玉置菜々子氏から講義がありました。著作権やプライバシー権などを広報活動における権利侵害の事例を通して説明がありました。また、写真、イラスト、書籍、新聞、インタビュー記事、講演、発言、音楽、映像などの利用など、他人のコンテンツを利用する際の著作権の基本的な考え方や注意すべき点を学びました。

続いて、メディアプランナーの白木一誠氏から、「なるほどそうか…知ってよかった！読者を夢中にさせる広報紙づくり基礎の基礎！」と題して、住民が見やすい広報紙を目指すために磨くべき広報紙づくりの基礎は、企画力、編集力、デザイン力であり、紙面をやみくもに埋めるものではなく、住民ニーズを理解し興味を持ってもらう仕組みづくりが必要であることを学びました。また、読んでもらえる記事づくりには、情報発信する側の思いや関係を具体的で分かりやすい形容で印象深く伝えることが、住民に一番印象深く心に残るとの説明がありました。

最後は、グラフィックデザイナーで日本広報協会広報アドバイザーの平本久美子氏が、「パッと伝わる広報紙に！やってはいけないデザイン講座」を題材に講義を行いました。広報紙のタイトルや全体のデザイン、文字の大きさや余白の取り方など、住民の目に留まる紙面構成にするための工夫を学びました。また、デザインを前に、ターゲットとゴール（広報物を見た後のアクション）を決めることが大切であるとの説明がありました。広報紙のターゲットは無関心層であり、無関心層の興味を引くテーマで特集を企画するなどのきっかけづくりが大切であると改めて感じました。

今回の研修は、議会だよりがより一層変わったとさせていただくための編集に、大いに参考となるものでした。手に取っていただけるような広報紙づくりの工夫を知ることができ、学びの多い研修となりました。今後も全国町村議会広報研修会などを通して研さんを重ねて、伝えたいことを分かりやすく簡潔に伝え、村民が関心を持って読んでいただけるような広報紙づくりに努めてまいります。

以上、議会広報編集特別委員会の研修報告といたします。

令和5年12月5日

大玉村議会議長 押山義則 殿

議会広報編集特別委員会委員長 渡邊初治

○議長（押山義則） 議会広報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

以上で委員会研修報告が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第9、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

9月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしました写しのとおり、陳情第4号及び陳情第5号の2件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託いたします。

配付いたしております付託表のとおり、陳情第4号及び陳情第5号を産業厚生常任委員会に付託をいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前 11 時 41 分）